

<第4号議案>

準会員の取扱いについて (案)

(準会員の参加基準)

会則第3条に定める準会員は、県内に事務所を置く次の各号のいずれかに該当する団体で、協議会が行う特定の事業のみに参加するものとする。

- (1) 地方自治法第1条の3に定める地方公共団体のみで設立された団体
- (2) 同条に定める地方公共団体のみが出資(出捐)する団体
- (3) その他準会員として総会において特に承認された団体

(協議会への入退会手続)

- 1 準会員として協議会に入会し、または退会する場合は、入退会を行う前年度の9月末までに協議会に申し出を行い、前年度の総会で承認を得るものとする。
- 2 年度途中の入退会は、認めない。

(負担金支払の免除)

上記「準会員の参加基準」(1)に定める団体が準会員として事業に参加する場合で、当該団体の構成団体すべてが会員として当該事業に参加している場合は、負担金の支払いを免除するものとする。

ただし、参加に伴うシステム改修費用等の実費相当分は当該団体が負担するものとする。